



県章

三重県公報

平成元年12月26日 火曜日 第101号

目次

規則

- 三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2
- 三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (大気水質課) 3

人事委規則

- 三重県人事委員会規則二一六(三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則) (人事委員会) 7
- 三重県人事委員会細則三〇一三(三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱いに関する細則) (同) 7

人事委規則 教育委規則

- 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則 (人事委員会
教育委員会) 8

公安委規則

- 三重県公安委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則 (公安委員会) 8

企業庁管理規程

- 管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する管理規程 (企 業 庁) 9

告 示

- 土地収用法の規定による事業の認定 (調 整 課) 9
- 道路の新設工事の完了 (道路建設課) 10
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 (道路維持課) 10
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 (同) 12

選 管 告 示

- 規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程 (選挙管理委員会) 12

警察本部告示

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に

関する規程の一部を改正する告示

(公安委員会) 13

公安委告示

○ 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨

(公安委員会) 13

公 告

○ 土地改良区役員の退任の届出

(耕地課) 14

○ 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧

(農村整備課) 14

○ 同伴

(同) 14

10 同伴

(同) 14

○ 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧

(同) 15

○ 同件

(同) 15

○ 起業者からの土地立入の通知

(調整課) 15

○ 土地区画整理事業の終了認可

(都市計画課) 16

正誤

○ 平成元年 8 月 22 日付け三重県公報第 65 号

(耕地課) 16

○ 平成元年12月12日付け三重県公報第97号

(都市計画課) 16

規 則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十一月二十六日

三 重 県 知 事 田 川 亮 三

三、重疊規則第六十六號

二重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務裁決及び奏任規則（昭和六十一年三重県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一大気水質課の表第一号の項第十九号中「遊離承認」を「遊離承認
(注第18条の13第1項において適用する場合を含む。)」に改め、同項第
二十号及び第二十一号中「注第18条の5第1項」を「注第18条の13第2
項」に改め、同項第三十一号から第三十四号までの規定中「遊じん発生施設」
を「一塵遊じん発生施設」に改め、同項中第五十一号を第五十六号とし、第三
十五号から第五十号までを五号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の五号を加
える。

35	法第18条の6第1項の規定による特定粉じん発生施設設置届出書の受理						○			保健所
36	法第18条の6第3項の規定による特定粉じん発生施設変更届出書の受理						○			保健所
37	法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設使用届出書の受理						○			保健所
38	法第18条の8の規定による計画の変更命令及び計画の廃止命令						○			保健所
39	法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設に係る改善命令及び特定粉じん発生施設の使用の一時停止命令						○			保健所

附 則

この規則は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十一月二十六日

三重県知事 田 川 亮 三

三、重農規則第六十七号

三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

三重県公害防止条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第一号及び第二号中「付表一」を「付表二」に改める。

別表第九の二(別表第九の二)を「別表第九の二(第十八条の五関係)」に改め、同表の一の項中「昭和五十四年十月一日前」を「付表一第二欄に掲げる施設」ことに同表第三欄に掲げる日(以下「基準日」という。)前」に、「昭和五十四年十月一日以後」を「基準日以後」に、「P₁付表一」を「P₁付表二」に、「E₁付表一第二欄に掲げる施設」ことに同表第三欄「を「E₁付表二第二欄に掲げる施設(当該施設であつて同表第三欄に掲げるW₁の数値の区分があるものについてはその区分)」ことに同表第四欄」に、「P₂付表一第六号の項から第八号の項まで」を「P₂付表一第六号の項から第十二号の項まで」に、「A₁付表一第六号の項から第八号の項までの第二欄に掲げる施設」ことに同表第四欄」を「A₁付表一第六号の項から第十二号の項までの第二欄に掲げる施設(当該施設であつて同表第三欄に掲げるW₁の数値の区分があるものについてはその区分)」ことに同表第五欄」に改め、同表の一の項中「昭和五十四年十月一日」を「基準日」に、「付表一」を「付表二」に、「P₁付表一」を

「P」付表三」に、「E₂付表二」を「E₂付表三」に、「A₂付表二第三欄に掲げる施設」を「A₂付表三第三欄に掲げるW₂の数値の区分」に、「付表三上欄に掲げるW₂の数値の区分」に同表下欄」を「付表四第三欄に掲げる施設及び同表第三欄に掲げるW₂の数値の区分」に同表第四欄」に改め、同表の付表一から付表三までを次のように改める。

付表一

区分	施設	基準日
一	ガスタービン、ディーゼル機関、石炭を燃焼させるもの及びオイルコークスを燃焼させるもの	平成二年二月一日
二	大気汚染防止法施行令別表第一に掲げるばい煙発生施設及び別表第一に掲げるばい煙に係る指定施設（前号に掲げるものを除く。）	昭和五十四年十月一日

付表二

区分	施設	W ₂ の数値の区分	E ₂ の値	A ₂ の値
一	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉のうちチューボラ	△	〇・八	△
二	ガラス溶融炉	△	一六・四	△
三	一般廃棄物焼却炉	△	一・〇	△
四	産業廃棄物焼却炉（窒素分一〇パーセント以上の廃棄物を燃焼するもの）	△	一一・〇	△
五	産業廃棄物焼却炉（前号に掲げるものを除く。）	△	二・〇	△
六	ガスタービン	七、〇〇〇未満 七、〇〇〇以上	六・二八 一・八八	〇・八七 〇・八七
七	ガスを専焼させるもの（前六号に掲げるものを除く。）	△	二・六四	〇・九〇

八	ディーゼル機関	六〇〇未満 六〇〇以上	五二・六 二〇・九	一・一四 一・一四
九	石炭を燃焼させるもの	△	二・六二	〇・九四
十	オイルコークスを燃焼させるもの	△	四・九六	〇・九三
十一	排煙脱硫装置を設置するもの（前十号に掲げるものを除く。）	△	五・八三	〇・九九
十二	前十一号に掲げるもの以外のもの	△	四・七一	〇・九六

付表三

区分	施設	W ₂ の数値の区分	E ₂ の値	A ₂ の値
一	ガスタービン	七、〇〇〇未満 七、〇〇〇以上	五・一六 六・二八	〇・九四 〇・八七
二	ガスを専焼させるもの（前号に掲げるものを除く。）	七、五〇〇未満 七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満 三〇、〇〇〇以上	一・八六 二・二七 二・二七	〇・九五 〇・九五 〇・九五
三	ディーゼル機関	六〇〇未満 六〇〇以上	五八・三 五八・三	一・一四 一・一四
四	石炭を燃焼させるもの	七、五〇〇未満 七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満 三〇、〇〇〇以上	九・六五 九・六五 九・六五	〇・九四 〇・九四 〇・九四
五	オイルコークスのを燃焼させるもの	七、五〇〇未満 七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満 三〇、〇〇〇以上	一一・七 一一・七 一一・七	〇・九三 〇・九三 〇・九三

六	前四号及び付表二第二号の項から第五号の項までに掲げるものの以外のも	七、五〇〇未満	二・四五	〇・九九
		七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満	二・八三	〇・九九
		三〇、〇〇〇以上	二・八三	〇・九九

別表第九の二の付表三の次に次の一表を加える。

付表四

区分	施設	Wの数値の区分	Bの値
一	ガスタービン	七、〇〇〇未満	一・〇
		七、〇〇〇以上	〇・一七
二	ディーゼル機関	六〇〇未満	〇・一一
		六〇〇以上	〇・一八
三	石炭を燃焼させるもの	七、五〇〇未満	〇・一六
		七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満	〇・一〇
		三〇、〇〇〇以上	〇・一六
四	オイルコークスを燃焼させるもの	七、五〇〇未満	〇・三一
		七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満	〇・一六
		三〇、〇〇〇以上	〇・一三
五	前四号に掲げるものの以外のも	七、五〇〇未満	一・〇
		七、五〇〇以上 三〇、〇〇〇未満	〇・六五
		三〇、〇〇〇以上	〇・一五

第九号様式の三中「第九号様式の3」を「第九号様式の3（第18条の6関係）」に、「三重県知事 殿」を「三重県知事 様」に改め、同様式の注一中「付表1」を「付表2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に総排出量規制地域内において、総排出量規制対象工場等を設置している者であつて大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙発生施設であるガスタービン、ディーゼル機関及び石炭又はオイルコークスを燃焼させる施設を設置している者は、窒素酸化物の排出計画を平成二年三月三十一日までに窒素酸化物排出計画届出書（改正後の三重県公害防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第九号様式の三）により知事に届け出なければならない。この場合において、同様式中「三重県公害防止条例第33条の4第1項」とあるのは、「三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成元年三重県規則第67号）附則第2項」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、新規則別表第九の二の規定において知事が認めることとしているWの数値を定め、Wの数値通知書（新規則第九号様式の四）により当該届出者に通知するものとする。この場合において、同様式中「三重県公害防止条例第33条の4第2項」とあるのは、「三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成元年三重県規則第67号）附則第3項」と読み替えるものとする。

人事委員会規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則二一六（三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱に関する規則）をここに公布する。

平成元年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 北 田 米 作

三重県人事委員会規則二一六（三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱に関する規則）

三重県人事委員会規則の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県人事委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

三重県人事委員会は、三重県人事委員会細則二一〇・二（三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱に関する細則）をここに公布する。

平成元年十二月二十六日

三重県人事委員会事務局長 占 市 直 己

三重県人事委員会細則第二〇（一）三（三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱いに関する細則）

三重県人事委員会細則の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成二年一月一日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に三重県人事委員会細則の規定に基づき作成されている用紙は、この細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人事委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 北 田 栄 作

三重県教育委員会委員長 井 澤 道

三重県人事委員会規則 第十二号
三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公安委員会規則

三重県公安委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十六日

三重県公安委員会委員長 宮 原 九 一

三重県公安委員会規則第三号

三重県公安委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

三重県公安委員会規則の様式の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、三重県公安委員会が「様」と読み替えることが適当でないと認めたものについては、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県公安委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

企業庁管理規程

管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する管理規程をここに公布する。

平成元年十二月二十六日

三重県企業庁長 熊 谷 道 夫

三重県企業庁管理規程第八号

管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する管理規程

三重県企業庁管理規程の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、企業庁長が「様」と読み替えることが適当でないと認めたものについては、この限りでない。

附 則

- 1 この管理規程は、平成二年一月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に三重県企業庁管理規程の規定に基づき作成されている用紙は、この管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

告 示

三重県告示第666号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業

の認定をした。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 起業者の名称

鵜殿村

2 事業の種類

鵜殿村福祉センター（仮称）建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

南牟婁郡鵜殿村字岡崎地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

鵜殿村役場福祉衛生課

三重県告示第667号

過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）第14条第1項の規定による道路の新設工事（昭和61年三重県告示第312号）は、次のとおり完了した。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

市町村名	路線名 (橋梁名)	工事区間	工事の種類	工事完了 年月日
南 島 町	阿 曾 浦 1号線 (明神橋)	度会郡南島町大字阿曾浦 字向山156番から同町大 字阿曾浦字向山220番ま で	橋 梁 整 備	平 成 元 年 12 月 25 日

三重県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 368号

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
飯南郡飯南町大字上仁柿字森沖1645番1地先から 飯南郡飯南町大字上仁柿字松屋3391番1地先まで	旧 新	3.00~11.00	714.00
飯南郡飯南町大字上仁柿字権現3288番地先から 飯南郡飯南町大字上仁柿字松屋3391番1地先まで	新	10.00~39.00	820.00

第2

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 368号

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
飯南郡飯南町大字粥見字追分2475番1地先から 飯南郡飯南町大字粥見字上舟戸3110番1地先まで	旧 新	4.50~13.00	1,240.00
飯南郡飯南町大字粥見字大見2394番1地先から 飯南郡飯南町大字粥見字上舟戸3110番1地先まで	新	12.00~61.00	1,250.00

第3

1 道路の種類 県 道

2 路線名 白山小津線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡一志町大字波瀬字中縄手230-2番地先から	旧 新	12.00~29.00	300.00
一志郡一志町大字波瀬字駒辺り189番地先まで	新	5.00~7.00	430.00

第4

1 道路の種類 県 道

2 路線名 大淀東黒部松阪線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡明和町大字南藤原字長磯497番1地先から	旧	4.50～7.60	255.00
多気郡明和町大字中村字六反田1316番1地先まで	新	7.60～12.00	255.00

三重県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3月間縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県 道 白山小津線	一志郡一志町大字波瀬字中縄手230-2番1地先から 一志郡一志町大字波瀬字駒辺り189番地先まで	平成元年12月26日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第87号

規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成元年12月26日

三重県選挙管理委員会委員長 沖 森 敏 彦

規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程

三重県選挙管理委員会の規程の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、委員長が「様」と読み替えることが適当でないと認めたものについては、この限りでない。

附 則

- この規程は、平成2年1月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に三重県選挙管理委員会の規程の規定に基づき作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

警 察 本 部 告 示

三重県警察本部告示第109号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成元年12月26日

三重県警察本部長 北 村 邦 雄

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和46年三重県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

- この告示は、平成2年1月1日から施行する。
- この告示の施行の際現に改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成元年12月26日

三重県公安委員会委員長 宮 原 九 一

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
スカイヒーロー	株 式 会 社 平 和	平成元年12月26日	910539
スーパーキャノン	株 式 会 社 平 和	平成元年12月26日	910540
極Ⅱ	株 式 会 社 平 和	平成元年12月26日	900512
ビッグパルサー	山 佐 株 式 会 社	平成元年12月26日	940561

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事の退任の届出があった。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

青蓮寺用水土地改良区（上野市古山界外字滝の尻691-2）

退任理事

上野市緑ヶ丘本町1711

杉 本 道 孝

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営は場整備事業斎宮地区第2換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成元年12月26日から平成2年1月16日まで

3 縦覧の場所

明和町役場及び多気町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営畜産経営環境整備事業中勢南部地区籬1換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成元年12月26日から平成2年1月16日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営畜産経営環境整備事業中勢南部地区本田木屋換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成元年12月26日から平成2年1月16日まで

3 縦覧の場所

宮川村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、大台町（川合二地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成元年12月26日から平成2年1月16日まで

3 縦覧の場所

大台町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、御浜町（尾呂志（藤懸薄木）地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成元年12月26日から平成2年1月16日まで

3 縦覧の場所

御浜町役場

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、起業者から次のとおり土地立入りの通知があった。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 起業者の名称
三重県
- 2 事業の種類
主要地方道烏羽松阪線道路改良事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
伊勢市鹿海町字赤土山443番1及び435番地内
- 4 立ち入ろうとする期間
平成2年1月20日から平成2年3月19日まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地
区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成元年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 施行者の名称
三重中央農業協同組合
上野一人
- 2 事業施行期間
昭和63年8月5日から平成2年3月31日まで
- 3 施行地区
久居市元町字東出の一部
- 4 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日
久居市東出南土地区画整理事業
昭和63年7月28日
- 5 土地区画整理事業の終了の認可年月日
平成元年12月19日

正 誤

平成元年8月22日付け三重県公報第65号に登載した、土地改良区役員の退任
及び就任の届出の公告中

ページ	行	誤	正
8	15	星川49番地	星川497番地

正 誤

平成元年12月12日付け三重県公報第97号に登載した、都市計画事業の認可の

告示中

ページ	行	誤	正
3	下から5	平成6年3月31日	平成8年3月31日

少 年 を 非 行 か ら 守 ろ う

厳しさも 優しさもある よい家庭

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成元年12月26日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課